

令和5年9月1日

宮城県公報第433号別冊

# 第5種共同漁業権 遊漁規則の認可



1 漁業権者の名称及び住所

- イ 気仙沼大川漁業協同組合
- ロ 気仙沼市本町1丁目2-1

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

ロ 前項の公表は、三陸新報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
大川水道下堰堤上下流各25メートルの区域	1月1日から12月31日まで
大川水道下堰堤下流25メートルから館山大橋上流端までの区域	9月1日から9月30日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
いわな	15センチメートル
うぐい	12センチメートル
こい	20センチメートル
やまめ	15センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
遊漁期間に掲げる魚種 (全魚種)	竿釣	一般 1日 1,400円 一般 1年 4,500円 中学生以下 無料
いわな、うぐい、こい、 やまめ(雑魚)	竿釣	一般 1日 1,000円 一般 1年 3,000円 中学生以下 無料

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

- (1) マルカノー釣具気仙沼店
- (2) セブンイレブン松川店
- (3) 気仙沼河童堂
- (4) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 注意事項
- (6) その他参考となるべき事項
- (7) 発行者名

ロ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、漁場の区域内においてみだりに川底をかくはんしてはならない。

ホ 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) その他必要な事項

(4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 本吉町淡水漁業協同組合
- ロ 気仙沼市本吉町津谷蕨野 228-2

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

- イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣、竿釣	籠釣を除く

- ロ 津谷川、馬籠川において、遊漁期間の規定によるあゆについての公表の日から8月の第1日曜日の正午までの間は、手釣又は竿釣によって友釣り、毛ばり釣りをする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定める公表の日
いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

- ロ 前項の公表は、三陸新報に掲載するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁漁区域の設定)

- 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
津谷川梨の木橋上流 100 メートルから下流 100 メートルまでの区域	9月1日から10月31日まで (あゆ漁のみ)
熊の堂水戸築堤より上流 100 メートルの区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	11 センチメートル
いわな	15 センチメートル
うぐい	11 センチメートル
こい	11 センチメートル
ふな	11 センチメートル
やまめ	15 センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは無料。肢体不自由者のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣 (ただし籠釣りを除く)	1日 1,200円 1年 5,000円
いわな		
うぐい		
こい		
ふな		
やまめ		

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

- (1) 本吉町淡水漁業協同組合
- (2) 本吉町川内地内 笹谷商店
- (3) 本吉町馬籠地内 千葉覚商店
- (4) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、次の表に掲げる漁場の区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
津谷川梨の木橋上流 100 メートルから下流 100 メートルまでの区域

ホ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 志津川淡水漁業協同組合

ロ 本吉郡南三陸町志津川字熊田 35

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで

ロ 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託するマルカノー釣具志津川店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
八幡川河口基点から上流 1,000 メートル までの区域	9月15日から10月15日までの期間内で 組合が定める公示の日

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
いわな やまめ	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	釣り	1年 2,000円
あゆ いわな うなぎ やまめ	釣り	1日 500円 1年 3,000円

ロ 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、右欄に掲げるとおりとする。

年齢	遊漁料
中学生以下の子供	1日 100円 1年 500円

ハ 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。

- (1) マルカノー釣具志津川店
- (2) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 住所、氏名
- (2) 河川名
- (3) 対象魚種
- (4) 遊漁料
- (5) 漁法
- (6) 承認期間

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにて行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 委託期間
- (3) 発行月日
- (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 志津川淡水漁業協同組合

ロ 本吉郡南三陸町志津川字熊田 35

2 漁業権の免許番号

内共第 4 号

3 遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日まで
うなぎ おいかわ かじか	1月1日から12月31日まで

ロ 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託するマルカノー釣具志津川店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
水尻川河口基点から上流 500 メートルまでの区域	9月15日から10月15日までの期間内で組合が定める公示の日

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ おいかわ かじか	10 センチメートル
うなぎ	25 センチメートル
やまめ	15 センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	釣り	1年 2,000円
あゆ うなぎ おいかわ かじか やまめ	釣り	1日 500円 1年 3,000円

ロ 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、右欄に掲げるとおりとする。

年齢	遊漁料
中学生以下の子供	1日 100円
	1年 500円

ハ 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。

- (1) マルカノー釣具志津川店
- (2) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 住所、氏名
- (2) 河川名
- (3) 対象魚種
- (4) 遊漁料
- (5) 漁法
- (6) 承認期間

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにて行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 委託期間
  - (3) 発行月日
  - (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 迫川漁業協同組合
- ロ 栗原市築館字小湊東 23 番地

2 漁業権の免許番号

内共第 5 号、内共第 6 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網の全長 5メートル以下 網目 15 ミリメートル以上

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで
こい うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から10月31日まで

ロ 前項の公表は、迫川漁業協同組合が委託した遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな やまめ	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
こい にじます	20センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。

##### (1) 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、 こい、にじます、やまめ	手釣、竿釣、ルアー	1日 1,200円
		1年 4,000円
	投網	1日 1,200円
		1年 7,000円

##### (2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい こい、にじます、やまめ	たも網	1日 300円
		1年 1,600円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて支払わなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その際には、800円を加算する。

##### (1) 迫川漁業協同組合事務所

##### (2) 迫川漁業協同組合が指定する遊漁券取扱所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

##### (1) 承認を受けた者の氏名、住所

##### (2) 承認期間

##### (3) 魚種

##### (4) 漁具・漁法

##### (5) 遊漁区域

##### (6) 遊漁料の額

##### (7) 注意事項

##### (8) その他参考となるべき事項

##### (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 花山漁業協同組合
- ロ 栗原市花山字本沢北ノ前 112-1

2 漁業権の免許番号

内共第7号、内共第8号、内共第9号

3 遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい、こい、にじます、ふな、わかさぎ	1月1日から12月31日まで

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15センチメートル以下
やまめ	15センチメートル以下

4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな、うぐい、こい、にじます、ふな、やまめ(さくらますを含む)、わかさぎ	手釣、竿釣	1日 1,000円
		1年 4,500円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 花山漁業協同組合事務所
- (2) 各販売店
- (3) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 伊豆沼漁業協同組合
- ロ 栗原市若柳字上畑岡敷味 38 番地

2 漁業権の免許番号

内共第 10 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法の制限	規模
手釣、竿釣	竿釣は 1 人 3 本以内とし長さは制限しない
たも網	長さ 2 メートル以内とし手掬い

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
えび	10 月 15 日から 5 月 15 日まで
うなぎ	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
こい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ふな	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
わかさぎ	11 月 1 日から 3 月 31 日まで

ロ 前項の公表は、組合に掲示するものとする。

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ	30 センチメートル
こい	20 センチメートル
ふな	15 センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	手釣、竿釣	1日 500円 1年 4,000円
ふな		
わかさぎ		
うなぎ	たも網	

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。また、現場納付の場合は100円を加算した額とする。

- (1) 伊豆沼漁業協同組合事務所
- (2) 現場納付

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 長沼漁業協同組合

ロ 登米市迫町北方字天形 161-13

2 漁業権の免許番号

内共第 11 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法の制限	規模
竿釣	全長 5メートル以内 1人3本以内

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域（緯度経度数値は世界測地系による）	期間
登米市迫町新田字山ノ神地先漁場陸地より 50 メートル地内	1月1日から 5月31日まで
<p>(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線と平常時最高貯水位沼岸線とによって囲まれた水域</p> <p>ア 緯度 38° 42.56'、経度 141° 08.53'</p> <p>イ 緯度 38° 42.54'、経度 141° 08.58'</p> <p>ウ 緯度 38° 42.54'、経度 141° 08.80'</p> <p>エ 経度 38° 42.40'、経度 141° 09.14'</p> <p>オ 経度 38° 42.29'、経度 141° 09.08'</p> <p>カ 経度 38° 42.28'、経度 141° 09.13'</p> <p>(2) 滝沢副堤及び梅ヶ沢副堤の平常時最高貯水位沼岸線から 50 メートルの水域</p> <p>(3) 早坂、古宿及び立戸の各トンネル取水口の中央から半径 50 メートルの水域</p> <p>(4) 天形トンネル取水口から通じる水路及び沼側水路口中央から半径 50 メートルの水域</p> <p>(5) 天形地内漕艇場護岸の北東突端から北側護岸の延長線上及び同延長線上の 50 メートルの点と天形トンネル取水口中央見通し線を結んだ線の内側の水域（ただし、(4) の水域を除く）</p>	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、ふな	10センチメートル以下
うなぎ	21センチメートル以下

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 手釣又は竿釣で遊漁する場合、納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは遊漁料を徴しない。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
うなぎ、こい、ふな	手釣、竿釣	1年 2,000円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 長沼漁業協同組合事務所
- (2) 現場納付

#### 5 遊漁承認証に関する事項

- イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### 9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 鳴子漁業協同組合
- ロ 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原 34

2 漁業権の免許番号

内共第 12 号

3 遊漁についての制限の範囲

(キャッチアンドリリース区間の設置)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
1	いわな、うぐい、にじます、やまめ	組合が定めて公表し指定するキャッチアンドリリース（再放流）区間	3月1日から 9月30日まで
2	うぐい、にじます	組合が定めて公表し指定するキャッチアンドリリース（再放流）区間	10月1日から 11月30日まで

ロ 前項の公表は、鳴子漁業協同組合並びに同漁協が委託する遊漁証販売所に公表（掲示）するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	全長 2.7メートル以下 網目 15ミリメートル以上

ロ 次に掲げる漁具・漁法による遊漁は禁止する。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 瀬干漁法
- (3) 金棒曳漁法
- (4) 火光利用の漁法
- (5) ガラス製の「どう」による漁法
- (6) 水産動植物に有害な物質による漁法
- (7) 鵜縄による漁法

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
いわな、うぐい、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ	3月1日から9月30日まで
うぐい、にじます	再放流区域における再放流を前提とする採捕については、10月1日から11月30日まで

ロ 前項の公表は、鳴子漁業協同組合並びに同漁協が委託する遊漁証販売所に公表（掲示）するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ、うぐい、ふな	10センチメートル
いわな、こい、にじます、やまめ	15センチメートル
かじか	4センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小中学生のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付する場合であって、いわゆる現場売りの場合は加算した倍額とする。

##### (1) 竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
いわな、うぐい、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ	竿釣	1日 1,500円 シーズン 6,500円	
あゆ、いわな、こい、にじます、やまめ	竿釣	1日 2,000円 シーズン 8,000円	
うぐい、かじか、ふな	投網	シーズン 10,000円	

##### (2) キャッチアンドリリースの場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
うぐい、にじます	竿釣	3月1日から 9月30日まで	1日 1,500円
		10月1日から 11月30日まで	1日 2,000円 シーズン券は使用できない

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その場合倍額となる。

納付場所 鳴子漁業協同組合事務所及び委託する遊漁証販売所

- (1) つりチケ
- (2) フィッシュパス
- (3) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 写真
- (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 江合川漁業協同組合

ロ 大崎市岩出山池月字上田 50

2 漁業権の免許番号

内共第 13 号

3 遊漁についての制限の範囲

(キャッチアンドリリース区間の設置)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域（特別遊漁区域）でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	組合が定めて公表し指定する 区間	3月1日から9月30日まで
いわな、やまめを 除く全魚種		10月1日から11月30日まで

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店、遊漁承認証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	全長 2.7メートル以下 網目 12ミリメートル以上
ころがし	1年を通じて禁止

ロ 江合川においては、遊漁期間の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具を使用し、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具	ウ 期間
あゆ	つり	7月1日から10月31日まで
	投網	7月15日から10月31日まで ただし、二ツ石～岩出山大堰間8月1日から10月31日まで 岩出山鉄橋～バイパス岩出山大橋下流 200メートルの地点8月21日～10月31日
いわな、やまめ	つり	3月1日～9月30日
その他の魚種	つり	1月1日～12月31日
	投網	ただし、増繁殖期間の6月1日～6月30日まで全面禁漁

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店、遊漁承認証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
右京江堰、三丁目堰、岩出山大堰、東北電力株式会社池月発電所取水堰の上流 200メートル及び下流 100メートル	1年を通じて禁漁

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長	魚種	全長
あゆ	10センチメートル以下	かじか	4センチメートル以下
いわな	15センチメートル以下	こい	10センチメートル以下
うぐい	10センチメートル以下	にじます	10センチメートル以下
うなぎ	20センチメートル以下	ふな	10センチメートル以下
おいかわ	10センチメートル以下	やまめ	15センチメートル以下

(尾数の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
いわな	50尾
やまめ	50尾

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

##### (1) 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
漁業権魚種全種	手釣、竿釣	1日 2,000円
		1年 8,000円
	投網	1年 10,000円

##### (2) 特別遊漁区域の場合

魚種	漁具・漁法	区域	期間	遊漁料
いわな、やまめ	手釣、竿釣	組合が定めて公表するキャッチアンドリリース区間	3月1日～ 9月30日	1日 1,000円 ※年券は使用できません
いわな、やまめを除く全魚種			10月1日～ 11月30日	

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 江合川漁業協同組合事務所
- (2) 組合が指定した釣具店
- (3) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、河川管理者及び組合の許可を得た場合を除き、漁業権設定区域内における川底をかくはんしてはならない。

ホ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 鳴瀬吉田川漁業協同組合
- ロ 加美郡加美町字長檀 3 - 8

2 漁業権の免許番号

内共第 14 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網丈 5メートル以下 網目 1.2センチメートル以上

ロ 吉田川においては、遊漁期間の規定によるあゆについての公表の日から 14 日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで
うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から翌年2月末日

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15センチメートル
うなぎ	20センチメートル
こい	25センチメートル
にじます	20センチメートル
やまめ	15センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

##### (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ(さくらますを含む)、わかさぎ	手釣、竿釣 (ただし、籠釣を除く)	1日 2,000円 1年 6,000円

##### (2) 投網の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ(さくらますを含む)	投網	1年 7,000円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鳴瀬吉田川漁業協同組合事務所

(2) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

- 9 遊漁規則の施行日  
令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 鳴瀬吉田川漁業協同組合
- ロ 加美郡加美町字長檀 3 - 8

2 漁業権の免許番号

内共第 15 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

- イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網丈 5メートル以下 網目 1.2センチメートル以上

- ロ 鳴瀬川においては、遊漁期間の規定によるあゆについての公表の日から 14 日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで
うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな	1月1日から12月31日まで

- ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
鳴瀬川：左岸加美郡加美町字上川原一番地先と右岸同郡同町米泉地先の間に位置する上川原堰の上流端から上流 200 メートル及び上流端から下流 100 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
鳴瀬川：左岸加美郡加美町字小瀬蟹沢地先と右岸同郡同町字芋沢堰場地先の間に位置する八ヶ村堰の上流端から上流 100 メートル及び上流端から下流 300 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
田川：加美郡加美町宮崎地内の谷地森堰の上流端から上流 100 メートル及び上流端から下流 200 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
大滝川：左岸加美郡加美町字鹿原谷地袋地先と右岸同郡同町字鹿原堰ノ沢地先の間に位置する小山堰の上流端から上流 100 メートル及び上流端から下流 200 メートルまでの区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15 センチメートル
うなぎ	20 センチメートル
こい	25 センチメートル
にじます	20 センチメートル
やまめ	15 センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

##### (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）	手釣、竿釣 （ただし、籠釣を除く）	1日 2,000円 1年 6,000円

##### (2) 投網の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）	投網	1年 7,000円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 鳴瀬吉田川漁業協同組合事務所
- (2) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 宮城県漁業協同組合
- ロ 石巻市開成 1 番 27 号

2 漁業権の免許番号

内共第 16 号

3 遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
うなぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間

ロ 前項の公表は、組合事務所に公示するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
名取川との合流地点から七北田川との合流地点までの貞山運河	2 月 20 日から 4 月 30 日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ	21 センチメートル以下

(尾数の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、1 人 1 日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
うなぎ	3 尾

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者の場合は同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
		年額（税抜）
うなぎ	手釣、竿釣 (ただし、籠釣を除く)	10,000 円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

納付場所 宮城県漁業協同組合仙台支所事務所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となる事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 北上川漁業協同組合

ロ 登米市東和町米谷字大嶺 127

2 漁業権の免許番号

内共第 17 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網の全長 1.4メートル以下 網の目 2センチメートル以上

ロ 北上川及び旧北上川、大関川、二股川、羽沢川においてのあゆの遊漁は、公示の日から 10 日間は竿釣による場合を除き採捕してはならない。

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間内
うぐい(はや)、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、ふな、わかさぎ	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から8月31日まで
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで (さくらますは1月1日から9月30日まで)

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
1 各河川（支派川を含む）の堰堤上下流 200 メートル	1月1日から12月31日まで
2 二股川 登米市東和町米谷字根廻地先、地藏田樋管より上流 200 メートル	
3 新迫川 登米市豊里町字二ツ屋地先、西前橋下流橋脚標柱より下流 200 メートル	
4 旧北上川 脇谷洗堰 左岸 石巻市桃生町脇谷字上の山地先 右岸 登米市津山町柳津字八木地先 上流 100 メートル及び下流 200 メートル 鴫波洗堰 登米市豊里町中谷岐地先上流 100 メートル及び下流 200 メートル	
5 北上川 北上大堰 石巻市河北町地内上下流 200 メートル	

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ、にじます	全長 20 センチメートル以下
いわな、やまめ	全長 15 センチメートル以下
こい、ふな	全長 10 センチメートル以下

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

##### (1) 竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	竿釣、たも網	1日 1,000円 1年 5,000円

##### (2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	投網	1日 1,000円 1年 5,000円

ロ 遊漁料は、次の組合事務所において納付する。

- (1) 北上川漁業協同組合（登米市東和町米谷字大嶺 127 番地）、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所
- (2) 北上追波漁業協同組合（石巻市相野谷字旧屋敷 181 番地の 8）、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所
- (3) オンラインシステム「つりチケ（愛知県名古屋市中白区塩釜口 2-1403-703）」

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムで発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 遊漁時間
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 北上追波漁業協同組合

ロ 石巻市相野谷字旧屋敷 181-8

2 漁業権の免許番号

内共第 17 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網の全長 1.4メートル以下 網の目 2センチメートル以上

ロ 北上川及び旧北上川、大関川、二股川、羽沢川においてのあゆの遊漁は、公示の日から 10 日間は竿釣による場合を除き採捕してはならない。

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間内
うぐい(はや)、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、ふな、わかさぎ	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から8月31日まで
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで (さくらますは1月1日から9月30日まで)

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
1 各河川（支派川を含む）の堰堤上下流 200 メートル	1月1日から12月31日まで
2 二股川 登米市東和町米谷字根廻地先、地藏田樋管より上流 200 メートル	
3 新迫川 登米市豊里町字二ツ屋地先、西前橋下流橋脚標柱より下流 200 メートル	
4 旧北上川 脇谷洗堰 左岸 石巻市桃生町脇谷字上の山地先 右岸 登米市津山町柳津字八木地先 上流 100 メートル及び下流 200 メートル 鴫波洗堰 登米市豊里町中谷岐地先上流 100 メートル及び下流 200 メートル	
5 北上川 北上大堰 石巻市河北町地内上下流 200 メートル	

(全長制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ、にじます	全長 20 センチメートル以下
いわな、やまめ	全長 15 センチメートル以下
こい、ふな	全長 10 センチメートル以下

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生は無料、中学生徒又は肢体不自由者のとき同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

##### (1) 竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	竿釣、たも網	1日 1,000円 1年 5,000円

##### (2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	投網	1日 1,000円 1年 5,000円

ロ 遊漁料は、次の組合事務所において納付する。

- (1) 北上川漁業協同組合（登米市東和町米谷字大嶺 127 番地）、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所
- (2) 北上追波漁業協同組合（石巻市相野谷字旧屋敷 181 番地の 8）、又は同組合が指定する遊漁承認証取扱所
- (3) オンラインシステム「つりチケ（愛知県名古屋市中白区塩釜口 2-1403-703）」

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムで発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 遊漁時間
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

イ 広瀬名取川漁業協同組合

ロ 仙台市太白区郡山字南上河原7番2号

2 漁業権の免許番号

内共第18号、内共第19号

3 遊漁についての制限の範囲

(キャッチアンドリリース区間の設置)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域及びウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな	別途、組合が定める区間	3月1日から9月30日まで
にじます		
やまめ(さくらますを含む)		

ロ 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁証販売所に提示して行うものとする。

ハ 公表は、この組合のホームページに掲載するものとする。

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域
あゆ漁業	竿釣、投網	投網 網目2センチメートル以上 網丈6メートル以内 使用できる針の数 5本以内	内共第18号及び内共第19号
いわな漁業	竿釣	使用できる針の数 1本以内	
うぐい漁業	竿釣、手釣、投網 (瀬付け漁を除く)	投網 網目2センチメートル以上 網丈6メートル以内	
うなぎ漁業	竿釣、手釣、笠	使用できる針の数 5本以内 設置できる統数 4か統以内	
おいかわ漁業	竿釣、手釣、投網	投網 網目2センチメートル以上 網丈6メートル以内	
こい漁業	竿釣、手釣、投網	投網 網目8センチメートル以上 網丈7メートル以内 設置できる統数 3か統以内	
にじます漁業	竿釣	使用できる針の数 1本以内	
ふな漁業	竿釣、手釣、投網	投網 網目4センチメートル以上 網丈6メートル以内	
やまめ漁業(湖沼性さくらますを含む)	竿釣	使用できる針の数 1本以内	
やまめ漁業(遡河性さくらます)	竿釣	使用できる針の数 1本以内	内共第18号及び内共第19号 (秋保大滝及び釜房湖より下流の全域、鳳鳴四十八滝より下流の全域)
わかさぎ漁業	竿釣、手釣	使用できる針の数 10本以内	内共第18号及び内共第19号

ロ 前項の規定に関わらず、次の表に掲げる区域内においては、投網（瀬付け漁を含む）を使用してはならない。

内共 第 18 号	名取川	仙台市太白区秋保町馬場竹林に位置する深野橋より上流の全域
	本砂金川	全域
	太郎川	全域
	北川	柴田郡川崎町川内内木戸に位置する内木戸橋下流の砂防堰堤より上流の全域
	前川	柴田郡川崎町前川山神堂（県道 47 号蔵王川崎線の下流）に位置する砂防堰堤より上流の全域
内共 第 19 号	広瀬川	仙台市青葉区熊ヶ根野川に位置する野川橋より上流の全域
	大倉川	仙台市青葉区大倉に位置する大倉ダムを含む上流の全域

（遊漁期間）

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
やまめ（ただし、さくらますについては次のとおりとする）	3月1日から9月30日まで
湖沼性さくらます	3月1日から9月30日まで
遡河性さくらます	3月1日から6月20日まで
わかさぎ	10月15日から3月31日まで

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

内共 第 18 号	仙台市太白区山田地先と名取市高館熊野堂地先に位置する名取川頭首工の上下流 200 メートルの区域 仙台市太白区茂庭地先と名取市高館熊野堂地先に位置する東北電力(株)人來田発電所取水堤(通称 茂庭堰)の上下流 200 メートルの区域 仙台市太白区茂庭地先と仙台市太白区坪沼地先に位置する東北電力(株)茂庭発電所取水堤(通称 赤石堰)の上下流 200 メートルの区域 仙台市太白区秋保町馬場地先に位置する秋保大滝の上下流 100 メートルの区域 柴田郡川崎町碁石地先に位置する釜房ダム下流 200 メートルの区域
内共 第 19 号	仙台市若林区河原町地先と仙台市太白区长町根岸地先に位置する郡山堰の上下流 200 メートルの区域 仙台市若林区土樋地先と仙台市太白区长町越路地先に位置する愛宕堰の上下流 200 メートルの区域 仙台市青葉区郷六に位置する東北電力(株)三居沢発電所取水堤(通称 北堰)の上下流 200 メートルの区域 仙台市青葉区作並新川に位置する鳳鳴四十八滝の上下流 100 メートルの区域 仙台市青葉区大倉に位置する大倉ダムの下流 200 メートルの区域

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	18 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
こい	18 センチメートル
にじます	18 センチメートル
やまめ	18 センチメートル
遡河性さくらます	40 センチメートル

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の場合は竿釣、手釣のみとし、小中学生は、区域に関わらず1年券 800 円、未就学の幼児は無料とする。また、遊漁者が肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1割を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、こい、にじます、ふな、やまめ (大倉湖、釜房湖を除く)	竿釣、手釣、釜	1日 1,500円 1年 6,000円
あゆ、うぐい、うなぎ、おいかわ、こい、ふな (大倉湖、釜房湖を除く)	投網	1年 9,000円
いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、こい、にじます、ふな、やまめ、わかさぎ (大倉湖、釜房湖に限る)	竿釣、手釣	1日 500円 1年 6,000円

ロ 遊漁料の納付は、次に掲げる方法においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) ホームページによる申請の場合は、当組合銀行口座への振込による
- (2) 直接納付する場合は、仙台市、名取市、柴田郡川崎町内の遊漁承認証委託販売所においてする

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムで発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

- 1 漁業権者の名称及び住所  
 イ 蔵王非出資漁業協同組合  
 ロ 刈田郡蔵王町宮字東又 11

- 2 漁業権の免許番号  
 内共第 20 号、内共第 21 号

- 3 遊漁についての制限の範囲  
 (キャッチアンドリリースの努力義務)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した場で再放流に努めなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、かじか、にじます、やまめ(さくらますを含む) 漁業	組合の管理する河川全域	3月1日から9月30日まで

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	竿の全長 7メートル以下

(遊漁期間)

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
いわな、かじか、にじます、やまめ(さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな、にじます、やまめ(さくらますを含む)	15センチメートル

(尾数の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
いわな	10尾
にじます	5尾
やまめ(さくらますを含む)	5尾

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

##### (1) 竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな、かじか、にじます、やまめ(さくらますを含む)	竿釣	1日 900円
		1年 4,800円

##### (2) キャッチアンドリリースの場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな、かじか、にじます、やまめ(さくらますを含む)	竿釣	1日 900円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

##### (1) 蔵王非出資漁業協同組合事務所

- (2) フィッシャーマン釣具館(白石)、セブンイレブン蔵王遠刈田店(棚村)  
ファミリーマート蔵王遠刈田店(小妻坂)、蔵王町観光案内所(遠刈田)

##### (3) その他組合が指定する場所

## 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムで発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

ニ 遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
蔵王非出資漁業協同組合の管理する河川全域

ホ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 白石川漁業協同組合
- ロ 白石市沢端町1-54

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網丈 3メートル以下 網目 1.5センチメートル以上
たも網、叉手網、四手網	制限なし

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うぐい、こい、ふな	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する近隣市町の釣具店に掲示するものとする。

(禁止区域並びに漁法ごとの禁止区域及び期間)

イ 遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
組合指定の内親堰堤並びに保科堰堤上下流 50 メートルの区域	1月1日から12月31日まで
白石川七ヶ宿ダムから上流 1,000 メートル、下流 500 メートルの区域	1月1日から12月31日まで
組合において産卵場の造成など増殖に必要と認めた区域	組合で必要と認め公示又は表示した期間

ロ 次の表の左欄に掲げる区域内においては、中欄に掲げる期間中は、右欄に掲げる漁法で遊漁をしてはならない。

区域	期間	禁止の漁法
白川橋上流より七ヶ宿ダム堤の区域	6月1日から7月31日まで	投網、たも網、叉手網、四手網
白川橋より下流全域	6月1日から6月30日まで	投網、たも網、叉手網、四手網
白川橋より上流全域	7月1日から9月15日まで	あゆのコロガシ釣り
松川全域	7月1日から8月31日まで	竿釣以外の漁法
白石川齋川合流点より上流の区域	7月1日から9月15日まで	竿釣以外の漁法

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル

(尾数の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
いわな	50尾
やまめ	50尾

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、年券は1,000円、日券は500円を加算した額とする。

##### (1) 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣 (たも網、叉手網、四手網)	1日 2,000円
		1年 6,000円
いわな、うぐい、こい、ふな、やまめ(さくらますを含む)、わかさぎ	手釣、竿釣	1日 1,000円
		1年 5,000円

##### (2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、うぐい、こい、ふな	投網、たも網、叉手網、四手網	1年 8,000円 (日券なし)

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 白石川漁業協同組合事務所
- (2) 組合区域内並びに近隣市町の釣具店
- (3) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日

1 漁業権者の名称及び住所

- イ 宮城県阿武隈川漁業協同組合
- ロ 伊具郡丸森町字鳥屋 120

2 漁業権の免許番号

内共第 23 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
たも網	口径 70センチメートル以下 網目 1.5センチメートル以上
手釣、竿釣	本数 3本

(遊漁の区域・期間)

イ 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	組合が公示する区域	7月1日から10月20日まで 支流は9月30日まで
うぐい		4月1日から12月31日まで
うなぎ		3月1日から10月31日まで
にじます		3月1日から10月31日まで
やまめ (さくらますを含む)		3月1日から9月30日まで
おいかわ、こい、ふな		1月1日から12月31日まで

ロ 前項の公表は、この組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
内川不動橋から上流の三の滝までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ	20センチメートル以下
こい	15センチメートル以下
やまめ	15センチメートル以下

#### 4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、うなぎ、おい かわ、こい、にじます、ふな、 やまめ（さくらますを含む）	手釣、竿釣	1日	1,500円
		1年	4,500円

ロ 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 宮城県阿武隈川漁業協同組合事務所
- (2) 不動尊公園キャンプ場
- (3) 丸森町観光案内所（やまゆり館）
- (4) その他組合が指定する場所

#### 5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) 発行者名

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日